

# 業 務 方 法 書

名古屋高速道路公社

# 名古屋高速道路公社業務方法書

[昭和 45 年 8 月 14 日]

[沿革] 平成18年 6 月13日改正

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 自動車専用道路（第 4 条—第 8 条）
- 第 3 章 自動車駐車場及び休憩所等（第 9 条—第13条）
- 第 4 章 業務の委託又は受託等（第14条—第18条）
- 第 5 章 雑則（第19条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （業務の執行）

第 1 条 この道路公社の業務は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号。以下「措置法」という。）、駐車場法（昭和32年法律第 106号）その他この道路公社の業務の執行に関する法律及びこれらの法律に基づく命令並びに定款の定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

### （業務運営の基本方針）

第 2 条 この道路公社は、業務を執行するにあたっては、業務の公共性を勘案しつつ、総合的かつ効率的な運営を図るよう努めるものとする。

### （定義）

第 3 条 この業務方法書において「自動車専用道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた道路で都市計画として決定されたものをいう。

2 この業務方法書において「自動車駐車場」とは、この道路公社がその利用について料金を徴収することができる自動車駐車場をいう。

## 第 2 章 自動車専用道路

### （自動車専用道路の新設又は改築）

第 4 条 この道路公社は、措置法第12条第 1 項の規定に基づき、名古屋高速道路公社定款第15条に定める道路の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）及び措置法第12条第 2 項第 1 号の規定による整備計画（以下「整備計画」という。）に従って、自動車専用道路を新設し、又は改築して、料金を徴収するものとする。

2 前項の規定による新設又は改築は、交通需要等からみてその整備の緊急度の高い自動車専用道路から順次行うものとし、その工事の施行は、工事の完了後における自動車専用道路の効用、工事の施行の能率等を考慮して、適切な区間から順次行うものとする。

3 自動車専用道路は、都市計画並びに基本計画及び整備計画の定めるところによるほか、道路法第29条、第30条及び第48条の3の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定により、現在及び将来において安全かつ円滑な自動車交通を確保できる構造を有するものとする。

(一部区域の供用の開始)

第5条 この道路公社は、自動車専用道路の一部の区域の工事の完了後において、当該区域について供用を開始することにより円滑な自動車交通を図ることができる場合においては、すみやかにその供用の開始を図られるよう努めるものとする。

(自動車専用道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理)

第6条 この道路公社は、自動車専用道路を常に良好な状態に保つように維持するものとする。

2 この道路公社は、自動車専用道路が破損し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は自動車専用道路について災害が発生したときは、すみやかに修繕又は災害復旧を行うものとする。

3 この道路公社は、前2項の規定によるほか、安全かつ円滑な自動車交通を確保するため必要な自動車専用道路の管理を行うものとする。

(自動車専用道路の料金)

第7条 自動車専用道路に係る料金の額は、自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で措置法第23条第1項第3号の政令で定めるものを料金の徴収期間内に償うとともに同条第2項の政令で定める基準によるもので、かつ、公正妥当なものとする。

(自動車専用道路の料金の徴収方法)

第8条 自動車専用道路に係る料金の徴収は、自動車専用道路を利用する者の利便を考慮し、かつ、能率的で確実な方法によつて行うものとする。

2 この道路公社は、納付すべき料金を納入しない者があるときは、措置法第45条第1項において準用する道路法第73条の規定により徴収するものとする。

### 第3章 自動車駐車場及び休憩所等

(自動車駐車場の建設)

第9条 この道路公社は、道路交通の円滑化を図ることにより公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため採算性を考慮のうえ、自動車駐車場を建設して、料金を徴収するものとする。

2 前項の自動車駐車場は、予想される自動車駐車台数に応じた容量を有し、かつ、利用する自動車が安全かつ円滑に出入し、及び駐車することができるものとする。

(自動車駐車場の管理)

第10条 自動車駐車場は、公正に、一般の利用に供するものとする。

2 この道路公社は、自動車駐車場を常に良好な状態に保つように維持し、修繕するものとする。

3 この道路公社は、前2項の規定によるほか、利用する者の利便を考慮して、自動車駐車場の適正な管理を行うものとする。

(自動車駐車場の料金の額)

第11条 自動車駐車場に係る料金の額は、利用する者の便益、採算性、借入資金の償還等を考慮のうえ、適正なものとする。

(自動車駐車場の料金の徴収方法)

第12条 自動車駐車場に係る料金の徴収方法については、第8条第1項の規定を準用する。

(休憩所等の建設及び管理)

第13条 この道路公社は、自動車専用道路の円滑な交通を確保するため、休憩所その他地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第4条に定める施設を建設し、及び管理を行うものとする。

2 前項の施設の管理は、地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号。以下「施行規則」という。）第1条、第2条、第4条及び第5条で定める基準に従い、利用者の利便を考慮して、適正に行うものとする。

#### 第4章 業務の委託又は受託等

(業務の委託)

第14条 この道路公社は、調査、測量、設計、試験、研究、工事の施行、土地その他の不動産若しくは権利の取得及び借受並びにこれらに伴う補償、払込料金の受領、自動車駐車場、休憩所その他の施設の管理及びこれらの業務に附帯する業務並びに債券の発行に関する事務をみずから行うことが困難であり、かつ、国、地方公共団体その他これらの業務を行うについて適当な能力を有する者に委託することが適当であると認めるときは、これらの業務をこれらの者に委託するものとする。

2 この道路公社は、前項の規定により、業務の委託をするときは、委託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を負担するものとする。

(業務の受託)

第15条 この道路公社は、第3条第1項に規定する自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は改築（以下「関連道路事業」という。）をみずから行うことが適当であると認めるときは、国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「国等」という。）の委託に基づき、当該関連道路事業を行うものとする。

2 この道路公社は、前項の規定により関連道路事業の委託を受けたときは、受託契約の定めるところにより、その関連道路事業に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(調査、測量等の受託)

第16条 この道路公社は、第4条第1項及び第2項、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第15条並びに第17条の業務の遂行に支障のない範囲内で、適当であると認められるときは、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うものとする。

2 この道路公社は、前項の規定により、業務の委託を受けるときは受託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(附帯業務)

第17条 この道路公社は、自動車専用道路又は自動車駐車場を利用する者の利便に資する

ため、第4条第1項、第6条、第9条第1項、第10条、第13条又は第15条第1項に定める業務に附帯する業務を行うことができるものとする。

2 前項の業務は、本来の業務の遂行に必要な範囲内で適正に運営するものとする。

(その他の業務)

第18条 この道路公社は、特に必要があると認められるときは、愛知県知事の認可を受けて次の業務を行うものとする。

一 自動車専用道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令で定める施設（以下本条において「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること

二 委託に基づき、自動車専用道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 この道路公社は、前項第2号の規定により業務の委託を受けたときは、受託契約の定めるところにより、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

3 第1項の業務は、施行規則第3条から第5条までに定める基準によるほか、採算性等を考慮のうえ、適正に運営するものとする。

## 第5章 雑則

(業務の運営に関する細則)

第19条 この道路公社の業務の運営に関して必要な事項は、定款及びこの業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

### 附 則

この業務方法書は、この道路公社の成立の日から施行する。

### 附 則

この業務方法書は、平成18年6月13日から施行する。